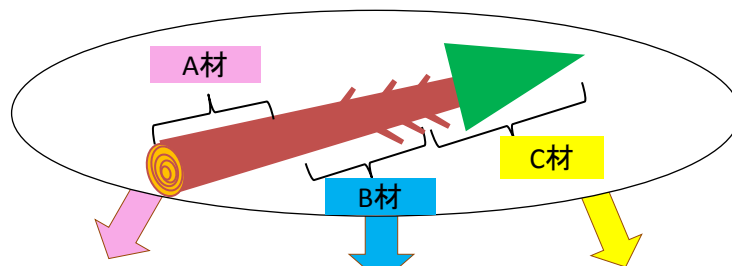


1. 奈良県林業・木材産業振興プランの推進

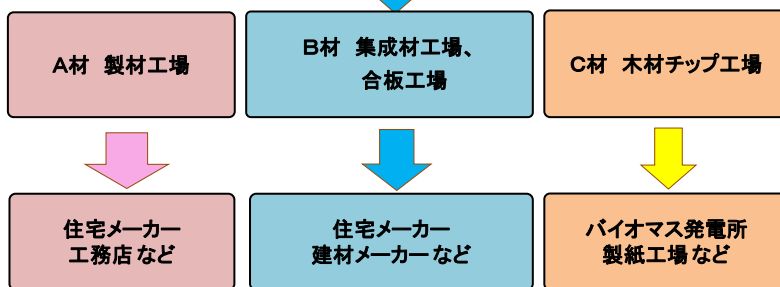
○奈良県では、「奈良県 林業・木材産業振興プラン」を策定。



車両による搬出



集成材



木材チップ工場

- (1) 「高級材のみを選んで出す林業」から「A・B・C材全てを搬出して多用途に供給する林業」への転換
- (2) A・B・C材全ての受け皿として競争力のある木材産業を構築
- (3) 県産材製品の流通拡大の実現

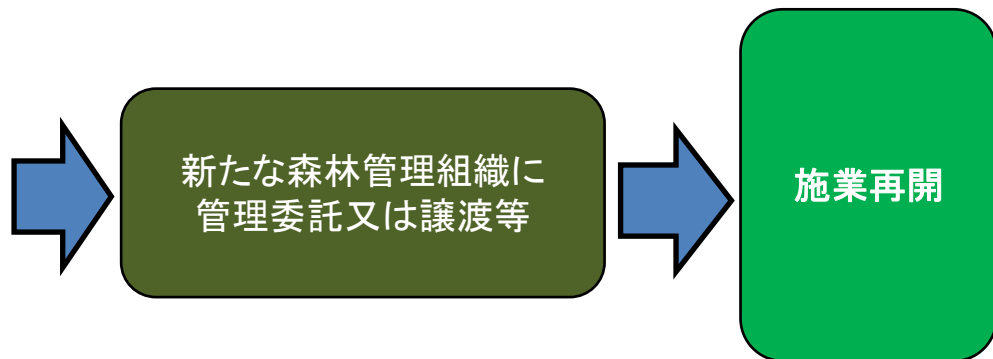
2. 施業放置林の解消に向けた取り組み

○施業放置林を洗い出し、当該森林を施業再開に繋がる取り組み

特定の林業振興をするエリア



施業放置林



国にお願いすること

1. 奈良県林業・木材産業興し推進への支援（農林水産省へ要望）

- (1) 搬出間伐材積の増加に応じて助成単価を高く設定した
補助制度の堅持
- (2) 助成単価設定に使用する**資材費の採用方法**について、
現行の前年度実績の**最低価格から平均価格へ**の見直し
- (3) ラミナ等製造ライン・木材乾燥施設の整備 及び財政
力の弱い市町村の庁舎や商業施設の木造・木質化に対
し、**財政支援**

2. 施業放置林の解消に向けた取り組みへの支援（総務省へ要望）

○知事（又は市町村長）が特定の林業振興をするエリアを設定し、エリア内で解消すべき放置森林を設定

- (1) 設定された放置森林の**保有**に対し、**固定資産税等の重課**
（放置森林の課税水準の引き上げ）

施業を再開する者への固定資産税の**重課の解除**

- (2) 放置森林を県又は施業意欲者に**譲渡**した場合、**税の軽課**

（5年以内に施業を行う者に譲渡した場合、譲渡所得の特別控除の創設）